

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成30年1月18日(2018.1.18)

【公表番号】特表2016-508886(P2016-508886A)

【公表日】平成28年3月24日(2016.3.24)

【年通号数】公開・登録公報2016-018

【出願番号】特願2015-532282(P2015-532282)

【国際特許分類】

B 2 4 D	11/00	(2006.01)
B 3 2 B	27/00	(2006.01)
B 2 4 D	11/02	(2006.01)
B 2 4 D	3/00	(2006.01)
B 2 3 K	26/364	(2014.01)

【F I】

B 2 4 D	11/00	M
B 3 2 B	27/00	Z
B 2 4 D	11/02	
B 2 4 D	3/00	3 2 0 A
B 2 4 D	3/00	3 4 0
B 2 3 K	26/364	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年11月28日(2017.11.28)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

凹凸構造の研磨剤製品であって、積層された3層平面構造層と前記3層平面構造層の上表面に位置する凹凸構造の研磨剤層とを含み、前記凹凸構造の研磨剤層は研磨剤ブロック配列であり、前記研磨剤ブロック配列における1つの研磨剤ブロックとそのいずれかの隣接する研磨剤ブロックの間にトレンチを有し、前記トレンチが切り屑排出溝であり、前記研磨剤ブロックは接着剤と前記接着剤に分布する研磨粒子とを含み、

前記研磨粒子の粒径は1～30μmであり、

前記接着剤は光硬化型接着剤と熱硬化性接着剤とを含み、前記光硬化型接着剤はアクリル酸系オリゴマー、メタクリル酸系オリゴマー、アクリル酸系モノマー、メタクリル酸系モノマーの中の1種又は多種から選択され、前記熱硬化性接着剤はポリエステルポリオール、ポリエーテルポリオール、アクリル酸ポリオールの中の1種又は多種から選択され、

前記3層平面構造層は下から上まで順次に滑り止め層、裏打ち層及び下塗り層であり、

前記下塗り層は、樹脂とナノ粒子を含み、前記下塗り層に用いられる樹脂は光硬化型アクリル酸オリゴマー、熱硬化性ポリウレタン樹脂、エチレン-アクリル酸共重合体エマルジョンの中の1種又は多種から選択され、前記下塗り層に用いられるナノ粒子はナノシリカ、超微細炭酸カルシウム、超微細酸化アルミニウムの中の1種又は多種から選択されることを特徴とする凹凸構造の研磨剤製品。

【請求項2】

前記研磨粒子は酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び／又は酸化セリウムを用いることを特徴とする請求項1に記載の凹凸構造の研磨剤製品。

**【請求項 3】**

前記裏打ち層は可撓性材料を使用し、ポリエスチルフィルム、ポリカーボネートフィルム又はポリ塩化ビニールフィルムから選択されることを特徴とする請求項1に記載の凹凸構造の研磨剤製品。

**【請求項 4】**

前記滑り止め層は、樹脂と充填材を含み、前記滑り止め層に用いられる樹脂はポリエスチルポリオール、アクリル酸、エポキシ樹脂の中の1種又は多種から選択され、前記滑り止め層に用いられる充填材は酸化チタン、重質炭酸カルシウム、酸化アルミニウムの中の1種又は多種から選択することを特徴とする請求項1に記載の凹凸構造の研磨剤製品。

**【誤訳訂正 2】**

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

前記下塗り層は、樹脂とナノ粒子とを含み、前記下塗り層に用いられる樹脂は、光硬化型アクリル酸オリゴマー、熱硬化性ポリウレタン樹脂、エチレン-アクリル酸共重合体エマルジョンの中の1種又は多種から選択され、前記下塗り層に用いられるナノ粒子は、ナノシリカ、超微細炭酸カルシウム、超微細酸化アルミニウムの中の1種又は多種から選択される。

**【誤訳訂正 3】**

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0013

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0013】

前記滑り止め層は、樹脂と充填材とを含み、前記滑り止め層に用いられる樹脂はポリエスチルポリオール、アクリル酸、エポキシ樹脂の中の1種又は多種から選択され、前記滑り止め層に用いられる充填材は酸化チタン、重質炭酸カルシウム、酸化アルミニウムの中の1種又は多種から選択される。

**【誤訳訂正 4】**

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

図1は本発明の凹凸構造の研磨剤製品を実施する構造模式図である。図1に示すように、凹凸構造の研磨剤製品であって、積層された3層平面構造層と前記3層平面構造層の上面に位置する凹凸構造の研磨剤層4を含み、前記凹凸構造の研磨剤層4は研磨剤ブロック8配列であり、前記研磨剤ブロック8配列の中の1つの研磨剤ブロックとそのいずれかの隣接する研磨剤ブロックの間にトレンチを有し、前記トレンチは切り屑排出溝5であり、前記研磨剤ブロック8は接着剤7と前記接着剤に分布する研磨粒子6とを含む。前記研磨粒子6は、酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び/又は酸化セリウムを用いる。前記研磨粒子6の粒径は1~30μmである。前記接着剤7は光硬化型接着剤と熱硬化性接着剤を含み、前記光硬化型接着剤はアクリル酸系オリゴマー、メタクリル酸系オリゴマー、アクリル酸系モノマー、メタクリル酸系モノマーの中の1種又は多種から選択され、前記熱硬化性接着剤はポリエスチルポリオール、ポリエーテルポリオール、アクリル酸ポリオールの中の1種又は多種から選択される。前記3層平面構造層は下から上まで順次に滑り止め層1、裏打ち層2及び下塗り層3である。前記裏打ち層2は可撓性材料を使用し、ポリエスチルフィルム、ポリカーボネートフィルム又はポリ塩化ビニールフィルムから選

択される。前記下塗り層3は、樹脂とナノ粒子とを含み、前記下塗り層に用いられる樹脂は光硬化型アクリル酸オリゴマー、熱硬化性ポリウレタン樹脂、エチレン-アクリル酸共重合体エマルジョンの中の1種又は多種から選択され、前記下塗り層3に用いられるナノ粒子はナノシリカ、超微細炭酸カルシウム、超微細酸化アルミニウムの中の1種又は多種から選択される。前記滑り止め層1は、樹脂と充填材とを含み、前記滑り止め層1に用いられる樹脂はポリエステルポリオール、アクリル酸、エポキシ樹脂の中の1種又は多種から選択され、前記滑り止め層1に用いられる充填材は酸化チタン、重質炭酸カルシウム、酸化アルミニウムの中の1種又は多種から選択される。